

料金表と加算の概略

【2019年10月1日】

	項 目		介護サービス費用		1日あたり 自己負担分 (1割負担)	1日あたり 自己負担分 (2割負担)	1日あたり 自己負担分 (3割負担)	
介護保険給付内利用料	基本サービス費 併設型短期入所生活介護（Ⅰ）		要介護 1	¥6,346	¥635	¥1,270	¥1,904	
			要介護 2	¥7,082	¥709	¥1,417	¥2,125	
			要介護 3	¥7,840	¥784	¥1,568	¥2,352	
			要介護 4	¥8,577	¥858	¥1,716	¥2,574	
			要介護 5	¥9,302	¥931	¥1,861	¥2,791	
		加算項目						
		機能訓練体制加算	*1	1日あたり	¥129	¥13	¥26	¥39
		看護体制加算（Ⅰ）	*2	1日あたり	¥43	¥5	¥9	¥13
		夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	*3	1日あたり	¥140	¥14	¥28	¥42
		夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ	*3	1日あたり	¥173	¥18	¥35	¥52
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	*4	1日あたり	¥2,166	¥217	¥434	¥650
		若年性認知症入所者受け入れ加算	*5	1日あたり	¥1,299	¥130	¥260	¥390
		送迎費	*6	片道	¥1,992	¥200	¥399	¥598
		緊急短期入所受入加算	*7	1日あたり	¥974	¥98	¥195	¥293
		連続30日超えの利用	*8	1日あたり	¥-324	¥-33	¥-65	¥-98
		療養食加算	*9	1回あたり	¥86	¥9	¥18	¥26
		在宅中重度者受入加算	*10	1日あたり	¥4,559	¥456	¥912	¥1,368
		サービス提供体制強化加算	*11	1日あたり	¥194	¥20	¥39	¥59
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	*12	1日あたり	¥32	¥4	¥7	¥10
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	*13	1日あたり	¥43	¥5	¥9	¥13
	生活機能向上連携加算	*14	1月あたり	¥2,166	¥217	¥434	¥650	
	介護職員等特定処遇改善加算		(Ⅰ)～(Ⅱ)の内、事業所の体制等に応じた加算が算定される。					
	(Ⅰ)	*15	総単位数の2.7%					
	(Ⅱ)		総単位数の2.3%					
	介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)～(Ⅴ)の内、事業所の体制等に応じた加算が計上される					
	(Ⅰ)	*16	総単位数の8.3%					
	(Ⅱ)		総単位数の6.0%					
	(Ⅲ)		総単位数の3.3%					
	(Ⅳ)		(Ⅲ)の単位×0.9%					
	(Ⅴ)		(Ⅲ)の単位×0.8%					

介護 保険 給付 外 利用 料	食費	*17	朝食 1 食	基準額	¥280
			昼食 1 食		¥710
			夕食 1 食		¥560
	滞在費	*18	1 日あたり	住民税 課税世帯	¥1,375

※計算の都合上、料金表の単価の積み上げと請求金額が異なる場合があります。

### 加算についての概略

- \*1 機能訓練指導員を 1 名配置している
- \*2 常勤の看護師を 1 名以上配置している
- \*3 夜間時間帯(17:00～9:00)の職員配置が配置基準を 1 以上上回っている。(Ⅰ)ロか(Ⅲ)ロのいずれかを算定する。喀痰吸引等の評価がある場合(Ⅲ)ロとなる
- \*4 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に利用することが適当と認める場合
- \*5 若年性認知症の利用者の利用
- \*6 定められた地域内の片道の送迎費用
- \*7 居宅サービス計画において、計画的に行う事となっておらず、利用者や家族の状況で介護支援専門員が必要と認め、緊急に利用する場合
- \*8 同一の短期入所生活介護事業所の利用時
- \*9 医師の食事箋による治療食を管理栄養士の管理の下提供されている(食事箋については、事前にご相談下さい。)
- \*10 短期入所生活介護利用中に在宅で利用している訪問看護事業所等が健康上の管理を行った場合
- \*11 介護職員のうち介護福祉士が 60%以上配置されている
- \*12 介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上。加えて、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を規程の人数配置している。
- \*13 加算(Ⅰ)に適合している事に加えて、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施していること
- \*14 外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合

- \*15 事業所の体制等に応じ介護報酬の総単位数に定められた割合をかけた額を計上する。
- \*16
- \*17 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額
- \*18 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はその公示額